

第3回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 平成28年12月19日(月)午前10時00分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 協議事項

(1) 議会基本条例の項目等の検討について

(2) その他

4 その他

5 出席委員(11名)

1番	河村幸雄君	2番	板垣一徳君
3番	本間清人君	4番	姫路敏君
5番	佐藤重陽君	6番	鈴木好彦君
7番	川村敏晴君	8番	尾形修平君
9番	竹内喜代嗣君	10番	渡辺昌君
11番	平山耕君		

6 欠席委員 なし

7 委員外議員(0名)

8 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

10 議会事務局職員

局長	田邊覚
次長	小林政一
係長	鈴木涉

(午前10時00分)

委員長(平山 耕君)開会を宣する。

平山委員長 本日の日程は、お手許の次第のとおり会議を進めるのでよろしく願いました。今回から、これまでの協議を踏まえ具体的な検討をしてみたいと考えておるので、よろしく願いました。

協議事項(1) 議会改革調査研究についての検討要綱(案)について

平山委員長 最初に、次第2、協議の(1)「議会基本条例の項目等の検討について」を議題といたす。はじめに事務局から資料について説明願う。

事務局長 今日机の上に資料を寄せさせていただいた。検討要綱まとまったものを改めてお出しした。クリップでとめてある資料1として、県内及び類似団体市議会の議員定数、報酬、予算等一覧と大きい見出しがあって、こちらのほう事務局で独自に県内の議員定数とか報酬、予算等調べたものと添付として、全国市議会議長会で10月に調査した議会の活動に関する実態調査の結果の抜粋、政務活動費等抜粋したものをつけてある。最後に、前回の委員会でも資料の請求があった議員の倫理条例について、近隣と県内で制定されているものいくつか載せている。いずれにしても雑駁になっていて、今各

議会それぞれ定例会中で細かいこと聞いていなくて、ホームページ等で引き出せるものを中心に集めている。横長のもの資料2になっているが、平成28年度県内の市議会概要調べということで県の市議会議長会の事務局、長岡市のほうで調べた県内20市の状況であって、一部私ども調べたのとダブるところあるが、なお費用弁償とか政務活動費の出し方について細かい記載あるのでこちらもご覧いただきたいと思う。いずれにしても今時点のものであるので、また新たなものが出たら、またこちらでも調べることができたら随時更新させていただきたい。参考までにご覧いただきたいと思う。村上市議会の基本条例全文を書き込み用に1部用意してあるので赤字入れたり、メモしていただけたらと思う。

平山委員長 それでは、議会基本条例の条項の順に検討に入る。この特別委員会の検討結果が基本条例の改正にもつながることがあるが、条文そのものを一字一句見直すということではなく、あくまで議会改革のために項目をとらえて検討するものであるのでよろしくご意見を伺います。ご意見はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平山委員長 それでは、はじめに第1条について。ご意見はないか。第1条から細かく検討するか。
事務局長 第1条 目的ということだが、議会基本条例の制定の目的が書いてあるが特によいか。
平山委員長 第2条。
事務局長 第2条、議会の活動原則ということで、次に掲げる原則に基づいて活動するという
ことで、ひとつが公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。2点
めが、市民の多様な意見を的確に把握し市民に開かれた議会を目指すこと。3項目め、
市政運営の監視及び評価を行うこと。4項目め、把握した市民の多様な意見をもとに
政策提言、政策立案等の強化に努めること。5点め、議会運営は市民の傍聴の意欲が
高まるようわかりやすい視点、方法等で行うこと。以上である。

平山委員長 このことについて何か意見はないか。

(「いいのではないか」と呼ぶ者あり)

平山委員長 第3条。
事務局長 第3条、議員の活動原則。次に掲げる原則に基づき議員活動を行うというものの
だが、1項目め、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に理解し、
議員間の自由な討議を重んじること。2項目め、市政の課題及び市民の多様な意見を
的確に把握し、市政に反映させること。3項目め、市政に関する必要な調査研究を行
い、政策立案及び政策提言を行うよう努めること。4項目め、議会活動及び市政運営
に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。5項目め、議会の構
成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指し
て活動すること。6項目め、高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言
動等に責任を持つこと。7項目め、不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。

平山委員長 このことについて特に問題ある点あったら指摘してくれ。なければ次にいく。

事務局長 第4条が議長の責務である。1項目め、議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行
に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行う。2項
目め、議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法第101条第2項の
規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求するものとする。

姫路 敏 議長も旧議長もいるが、議長に聞きたいが、議長の職務として毎日登庁しているか。
半日くらいずつ毎日なのか、その辺これとは直接関係ないかもしれないが、どんな頻
度で議長は用事のあるない関わらず、用事のあるときだけ来るというわけではないだ

ろうが、毎日来てどんな状況かというのを諮っているのかどうか、そこら辺お聞きしたい。

三田議長
姫路 敏

毎日では来ていない。用務あるときあるいは決裁あるときに来ている。

毎日来るように努めたほうが・・・議長に向かってあれだが、その辺のルールというか議会としての。副議長は議長に何かあったときにサポートするというのもあるし、それが一番だが。よく我々は非常勤なので、非常勤は常勤とは違うという部分もあるし、また議長そのものもお仕事持ったりもするし、そう簡単にはできないかもしれないが、例えば議会の中で議長いつ来ると聞かれたときにいやちょっとあれだなと言うのでは・・・もしルールとして決められるのであれば、例えば、毎日昼からは登庁されるのでという言葉がすぐに出てくれば、そういう約束事にしておけば、そういうのがあってもいいのかなと思う。議長としての役割として。でなければ、月金は朝から夕方までいるよというようなことができればなと思う。議長にちょっと聞いてみなければわからない、今日明日なんて議長にケータイで連絡してあれしてる。というよりも、そういうパターンが少しあるとまた違うなあと思うがいかがなものか。

三田議長

不自由があるとすれば検討するが、今は来客等あればそれに合わせて面会者に対応している。

平山委員長
板垣一徳

前議長の板垣委員はどうか。

旧山北町は一年一年報告していた。一日の24時間の中に30分あるいは1時間、あるいは2時間出て日数にして280日、旧山北町は出席しなければならない。どういうことかという、スポーツ大会は全大会に出席してあいさつするという習慣があったので回数が多かった。村上市の議長は大体200日、私の場合は200日だったが、今三田議長が言うように呼ばれて来ることがあるし、決裁に来ることがあるし、その他に議長の公務が大体1年間で決まっているから、視察の応対とか。大体200日くらいは出ているんじゃないかな。

姫路 敏

議長は報酬もみなさん以上にいただいているから、そういう部分からすると平議員と違うということ考えた時に、毎日登庁は無理としても曜日を決めて昼から来るとかというのがしっかりわかっているれば、例えば私的にも議長と直接お会いしてお話ししたいと思ったときに議長に電話すればいいという話でなくて、今日水曜日の昼からは登庁の約束あるんで行ってみようとか、例えば全職員、全執行者側にそのこと伝えておけば、全市民に議長に用事のあるときは議会の・・・こうですよとか、定まっていると非常にいいというか、緊急事あったときも今1時間、今10分の緊急事でもこの一週間くらいの間にかうしなければならぬという判断が迫られたときでも、そういうことでの要望者が来たりする時でもその時間があつたほうがいいのか、定めておいたほうがいいのかと思うので、行動縛るようで大変申し訳ないが、一般的に見たときにそういうのがあつてもいいのかと思うので、その辺いかがか。議長というよりもみなさんの声を聞きたいが。

尾形修平

以前事務局に話したことある。隣の胎内市は議長毎日9時半から3時半まで来ている。事務局のほうで、今姫路委員言われたとおり非常勤なんでそれを拘束するわけにはいかないがやってる自治体があるので、県内他市の状況等も調べていただいて、今ここで結論出すのでなくて次回もあるわけなんで、私も基本的には姫路委員が言った毎日登庁は賛成で、議長だめなときは副議長というのは賛成なんで、事務局のほうで調べてほしい。

佐藤重陽

常識だと思っていた。市議会のほとんどがそうだと思っていた。基本的に旧村上市か

ら来た場合だと、午前10時からお昼くらいまでは議長は議会を代表して必ずいる。議長がいないときは副議長がその日にはつめるということでやってきて、当たり前だと思っていた。今そうになっていないと聞いたときに変わったのかと。議会として代表して決裁もあれば来客もあるわけだから、予約しなきゃいけないような来客も当然あるが、議会の中で相談あるときに常に議長から連絡あって、例えば議会運営委員長相談あるから来てくれというようなものが議長からあってもいいわけだし、議員のほうからも必要に応じて議長のところに相談に来るという受け入れ体制ができていることが大事なんだろうなと。それを服務規程の中に入れるにはすぎるし、常識的にそれが議長副議長の登庁体制がそうになっているのが常識というふうなことしかなかったから逆に驚いた。検討していくべきでないか。大事な議長副議長のひとつの職務になりえるのでなかるうかと思うので、ぜひ前向きに検討していただきたい。

姫路 敏 他市のも調べて、いいようであれば議長の責務の中の3番目あたりに議長副議長は常に議会にいていただいて、議員並びにそのなんとかのなんとかするとか、できれば議会改革としてすごくつっこんできてるなと思うので、その辺も含めて研究してもらえればなと思う。いかがか。

三田議長 検討させてもらう。

竹内喜代嗣 戻って申し訳ないが、そのうち出てくるのかと勘違いしてたものだから。地方議会人という雑誌、全国市議会議長会、全国町村議会議長会編集で出してこれ読んで勉強してみたが、議会基本条例の見直しというのは10年、この制度を法律ができて各自治体で取り組みを始めてちょうど10年だそう。出てきて注目したのは会議の原則公開。努めるじゃなくて、秘密会は当然公開はしないが、原則公開と進化したらいかがか。

(「後で出てくる」と呼ぶ者あり)

竹内喜代嗣 失礼した。姫路委員さんたちの・・・情けない話だが、毎日のように不祥事も起きたりするので議会はどうかと言われぬように、議長職のみなさん大変だと思うが、つめるというやり方、私も賛成である。

(「不祥事とは」と呼ぶ者あり)

竹内喜代嗣 職員。

平山委員長 この件については他市の例も含めて次回また検討したいと思う。次に第5条。

事務局長 第5条は会派についてだが、議員は、議会活動を行うため、同一の理念を共有する議員をもって会派を結成することができる。2項目め、会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めるものとする。

平山委員長 このことに意見あったらどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平山委員長 次に第6条。

事務局長 第6条は市民と議会の関係である。1項目め、議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。2項目め、議会は、議会に関する市民の知る権利を保障するため、村上市情報公開条例の定めるところにより、議会が保有する情報を、市民等の求めに応じ、原則として公開しなければならない。3項目め、議会は、すべての会議を原則として公開しなければならない。4項目め、議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。

竹内喜代嗣 市民からおかしいと言われたので、さっき間違っって発言したので。3番目に出てくる議会は全ての会議を原則として公開とはっきり謳われているが、傍聴希望したけど入

れてもらえなかったと、おかしいんじゃないかと言われた。原則公開になっているわけだから秘密会でなければ、あるいは100人も200人も来て入れない人もいるということでもなければこのとおりに運用すべきだと思うが。

姫路 敏 竹内委員に聞くが、入れなかったのはいつ誰が。いつのどういう時か。

竹内喜代嗣 洋上風力の何とかの会という人たちが、議会に質問状出して審議の様子を傍聴させてくれときたが、傍聴させるかどうかは委員長の判断だということで入れなかった。

姫路 敏 委員長の判断で入れないのは正式な判断だと思う。一応、原則としてみれば全ての会議を原則として公開しなければならないということを重んじながら委員長は言うわけであって、私はそれでも、しかし、それでもという何かがあって委員長が正式に判断したんで、それを全部取っ払うことは不可能なのかなって思うけど、ここについていることはこれでいいと思う。どうしても入れなければならないという言葉に変えるということは、かなり難しいと思う。委員長いかがか。

平山委員長 多分このときは委員長も相談したと思う。単独で言ったわけではなくて、今回は秘密会にしましょうと言ったと思う。それでそういう話だったと思うが、そのことまでとかく言うことでないと思う。

板垣一徳 これ作るときも、あまり固くすれば自分の首を自分で絞めるというようなことも、私の前の議長もそういうこときついていたし、これを議会基本条例の前にいわゆる地方自治法というのもある。議長は議長の権限となるし、委員長は委員長の特権の権限となるから全部地方自治法どおりに載せるということになるあまりにも堅苦しくなるから、この議会基本条例はこの程度にしておいて、竹内委員言うのはそういうことを申し合わせで、委員長にそういうの入れてもらいたいというのはいいけれども、ここに議会基本条例に反したことを書けばちょっとおかしいんじゃないかと思う。

渡辺 昌 4項目めの後ろのほうに、市民に公表するよう努めるものとする。3項ではしなければならぬとはっきり言い切っているのにここで努めるものとするというのは、どうしているかを想定しているか。もしわかれば教えていただきたい。

事務局長 オレンジのファイルのほうに議会基本条例の逐条解説版が、8ページが第6条の解説になっていて、第4項については、その末尾のほうに、第4項を努力義務にしたのは議会制度上、無記名投票による採決もあることから賛否を公表できない場合があるためです、となっている。

(「逐条のほうを見ながらやったほうがよい」と呼ぶ者あり)

平山委員長 第7条。

事務局長 第7条は市民参画及び協働について。1項目め、議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民参画の機会を保障するとともに、市民との協働を推進するものとする。2項目め、議会は、請願及び陳情の審議等においては、必要に応じて、当該請願者及び陳情者の意見を聴くことができる。

平山委員長 意見あったらどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平山委員長 第8条。

事務局長 第8条は議会の情報提供。議会は、市民との協働を積極的に推進する観点から、市民への議会の情報の提供に努めるものとする。

(「いいのでないか」と呼ぶ者あり)

平山委員長 第9条。

事務局長 第9条は議員と市長等との関係について。議会は、市長その他の執行機関及びその職

員との緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議事機関としての責務を果たしていくものとする。

姫路 敏

第9条だが、旧村上市議会から新しく合併されて大きく議会になったときに、非常に違和感を感じたことがある。旧村上市のときには、たとえ会派であっても何であっても、理事者との意見交換は公にできてその後の飲み会はやめてくれと、市長から課長に言っていた。何があるかという、私は意見交換しようぜと言うと意見交換いいんだけどお座敷に上がってのはだめだよときたものだから、なぜかという市民から見ると一緒に騒いでいると、これは決してよくないということでは言われた。今議会終わってからの3月に1度の懇親会はいいと思うが、あれは旧村上市もやっていた。お酒を飲む席のときは行政側の職員はみんな許可をもらっていた、助役、市長に。そして何かするときもなるだけ誘わないでくれと。こういう状態でできていたが、今聞くところによると、山北支所と山北出身の議員と一緒に飲み会をすると聞いてびっくりしている。そういうことができるのかと。その辺の感覚だが、私は全く市民と市長と行政執行機関という意味だろうが、もう一回議会として考えるべきことなのかと思う。いかがか。

佐藤重陽

たしかに行政と議会との緊張感を保つためにただ対立ということではないので、日常的な交流や意見交換は頻繁にやっていたと思うが、飲む席というのは年1回3月の予算議会終わったときに、理事者と議会の打ち上げを兼ねた慰労会は年1回はやろうとしてやっていたが、それ以外の飲食、酒席はどちらかという、行政としても敬遠してきたし、議会も必要以上の関係を持つことになりえるのでそれはやめようと言われてきたのが実際なので、新しい議会に来てからはそういう緊張感が緩んだのかという気もするし、旧議会の中で当たり前にしてきたものが今ここに出てくるから仕方ないのかなと見ているが、そういう意味では今姫路委員言ったようにおかしいのかなという気はしている。

川村敏晴

職員と議員との酒食の会という中で、海岸線の保全の視察するときに、地区の代表の中に我々議員と県の職員だったか、市の職員も同席して懇親会するけど、そこも同様な考え方か。

(「違う」と呼ぶ者あり)

川村敏晴

そこは違うのか。その辺がどういうすみ分けなのか。

姫路 敏

正式に共同視察、あるいは、例えば4商工会との懇談会、こういうのは前からいいと思う。行政の執行者側だけで、例えば総務課の課長はじめ係長5人を選び出して、議員が呼んで懇談して、議論はいいにしても終わったから飲もうというのは違うんじゃないかという考え方なのだ。一方、人間の営みとして交流を持って爽やかに和やかにするのはあって当然だろうと、議員と行政側の担当職務を有する者の中ではあってはならないんだろうなということになれば、一部の建設業協会の役員と財政課の課長と4、5人呼んで意見交換して、飲もうぜとやっていたら収拾がつかなくなる。そういうことは議会としてみればやってはいけないことである。それをちゃんと仕切っていないかというのが考え方である。期成同盟会とかは和やかでよいと思うが、議員の活動そのものとして行政のある職員だけを呼んで、そして飲み食いした、するという行為そのものが違うんじゃないかということを言いたい。

竹内喜代嗣

倫理条例をこの当市でも一議会でも作って、きちっと守っていただくということで解決すると思う。私は作ったほうがよいという意見である。

尾形修平

第9条の部分に関して、その要綱を入れるというのはなかなか難しいかなって思うの

で、今言った倫理条例の中でそれを言っていくというような扱いでどうか。

平山委員長 別にしてね。わかった。結局、今の問題については町村議会と市議会のやり方の違いもある。例えば神林だったらしょっちゅう飲んでた、はっきり言って。1年に5回も6回も飲んでた。

姫路 敏 そういうことの話をしだしたら、区長会の飲み会なんてしょっちゅうだぜと言っているのと同じになってくる。村議会と町議会と市議会は全く違う。市議会だから、できればそういう倫理条例の倫理規則を持っているかどうかという他の議会もちょっと確認していただいて、しっかり調べてもらって参考にしてもらおうというのもひとつの手である。

平山委員長 そういう目くじら立てることない。次10条。

事務局長 第10条、政策等の形成過程の説明要求である。議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

竹内喜代嗣 さっきのところで言えばよかったのか、議会事務局が行政から独立した機関として動いていくのが原則だと思うが、うちの議会の事務局の充実と役割をはっきりさせる必要があると思う。人数が平均より1人少ないとかということも聞いているし、進んだところでは独立した機関としての扱いにするという、人事異動させないところもある。

本間清人 今日の進め方としては一つ一つやっていこうということではよかったが、ここで全て決めていくのか。その分はいらないと確認しているが、会派でこういう意見も出たと話す機会もなければいけない。こういったことが話出ていたという流れをやるだけでいいんでしょ。要りませんよねとか、これ付けますかなんて言うから、いかにも今日全部決めるみたいだ。そうじゃないでしょ、今日の話は。みなさんからこういう意見が出ていたよ、次いきましょう、そこではどういう意見がありますか、こういう意見もありますよ、それを会派に持ち帰って、こんな意見もあったけどどうなんだろうと次あった時にうちの会派ではこのことについて付けようという意見のほうが多いです、とかってなるんじゃないの普通。

(「それでよい」「全部決まることはあり得ない」と呼ぶ者あり)

平山委員長 10条はどうか。特に問題はないのさ。

姫路 敏 今までやっていることの整理をしてもらえるか。今やっていることというのは、議会基本条例の第1条から24条までであるが、それちょっと確認していこうという作業をしていたのか。

(「それでよい」と呼ぶ者あり)

本間清人 今の9条、10条にしたって、その意見を付け加えるかどうかということに関してここだけで、それを外しましょうと決めてしまっているのかな。

川村敏晴 なんか外すなんて意見は・・・、加えたほうが・・・。

本間清人 今いいことにしても、どうしますかとしたときにそれはここに加えずに、別なところに付けましょうなんてことをここで決めていいのか。そういう意見もあったから会派に持ち帰ってもいいでしょ。でも会派の中ではやっぱり入れれという会派もあるかもしれない。

竹内喜代嗣 一致しない点は一致しない。いろいろ意見が出たとしておけばいいんじゃないか。次の時にまた相談していく。

姫路 敏 今話をしたことを会派で話し合えば。

平山委員長 次、第11条。
 事務局長 第11条、政策立案及び政策提言。議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

平山委員長 このことについて何か。問題ある点あったらどうぞ。
 竹内喜代嗣 ぜひ賛成討論を多数乱発してほしい。賛成討論がないから、議決されるときに。書きようがないから願います。

平山委員長 わかった。載せる必要ないでしょ。
 事務局長 第12条は議会運営である。議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。2項目め、議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。3項目め、議会は、市民にとって分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めるものとする。

平山委員長 特に当たり前のこと。第13条いこう。
 事務局長 第13条、委員会である。1項目め、委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めるものとする。2項目め、委員会は、その所管する事項の調査及び議案審査を行った結果、必要と認めるときは、委員会として、調査にあつては所見を、議案審査にあつては意見をそれぞれ付すものとする。3項目め、委員長は、委員会の議事整理及び秩序の保持について、その責務を果たさなければならない。

姫路 敏 13条もこれでいいが、今まで委員会の中で政策立案したり、政策提言したりなどあるか。記憶にないが。議員発議のことを言っているのか。議員発議は意見書はあるが、ほかはないよね。

尾形修平 ちなみに今プロジェクトチームで乾杯条例の制定に向けてやっている。
 姫路 敏 これでいいと思うが、もう一度よく考えたほうがいい。
 平山委員長 第14条いこう。
 事務局長 第14条は、会議における質疑応答である。議会審議における質疑応答等は、次に掲げるとおりとする。(1)会議における議員と市長等の質疑応答は論点及び争点を明確にするため、一問一答方式とする。(2)議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は議員の質問、政策提言に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(「いいのでないか」と呼ぶ者あり)

事務局長 第15条、政務活動費の執行及び公開について。1項目め、政策立案及び提案を行うため、並びに調査及び研究に資するため交付された政務活動費の執行に当たっては、村上市議会政務活動費の交付に関する条例を遵守しなければならない。2項目め、政務活動費に関する書類の保管期限は、その支給を受けた日の属する年度から起算して5年間とし、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。3項目め、政務活動費の収支報告書について、透明性を確保し、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

姫路 敏 政務活動費というのは何かに定まっているよね。支払い方とか、金額とか、そういうものに関して。その中で今後、政務活動費を変えていこうとか、ここはこのままで、そこでまたさっき尾形委員言ったように、それは倫理条例でも倫理規則でも作っているいろいろ考えましようと言っていたのと同じように、政務活動費の件であれば政務活動費の件の中で物事を考えればいいのかと思うが。

平山委員長 詳しくマニュアル載っているからね。

姫路 敏 そのマニュアルというのは議会事務局で作ってもらわなきゃならないと思うが、ただ言えるのは、ホームページで公開されている政務活動費の内容というのは領収書まで出ているか。どういう状況か。

事務局長 個別の領収書については出していない。

姫路 敏 閲覧をお願いするのはそれは出していいけど、ホームページで領収書並びに行った時の感想文などのそういったものの、例えば視察行けば、視察行った先のやりとりすれば個々の議員がいろいろ思惑は出てくると思う。そういう感想文とか、報告書、収支の報告書と合わせてそれを裏付ける領収書、というものまで全てなんで出さないのかわからないが、この辺どうか。

事務局長 今議員おっしゃったうちの領収書以外はホームページでみんな閲覧できるようになっている。報告もそうだが、収支をまとめた報告書も閲覧できるようになっている。

姫路 敏 なんで領収書出さないのか。

事務局長 それは議会で決めていただきたい。

姫路 敏 こんなところに細かいこと書けないので、これはこれでいいとしても、公開するという何か倫理の中にでも落としこめるのであれば、すべて出したほうがいいんじゃないか。やたらなんで領収書出ないんだろうと不思議に思う人も中にいたりするし、政務活動費そのものは非常に注目されているということなんで。私はいらんと思う、政務活動費は。私個人ではいらんと思う。

川村敏晴 個人と会派の政務活動費があるが、会派で視察行った場合、政務活動費使ってそれぞれ個々にみなさん、その視察に行った結果報告を政務活動報告に一人一人みんな載せなければいけないという考え方なんだね。あなたが言ってる報告、感想文を載せたほうがいいと言ってたが。

姫路 敏 会派として支払われているのは、人数かける個々の議員の6万円だから会派としての意見でいいと思う。会長が代表して。個々がもっている政務活動費は個々のものとして出すべきだろうし、それを見たがる人も中にいるんだろうし、それはそれで個々は個々、会派は会派でいいとは思う。

川村敏晴 例えば書籍とかある、政務活動費で。その辺のその書籍を購入して費用対効果まで出す必要がある・・・

姫路 敏 費用対効果なんて一言も言ってない。その人の考え方で買ったわけだから書籍だって。例えば徳川家康の生涯とかって、まず買ったとする。それはその人にとっては歴史観を勉強するでいいと思う。それが3,500円だとか、10,000円だとか、その本はいくらなんだよということで収支に載るわけだ。載った限りは領収書というのが出て、我々は議会事務局に領収書を見てもらってるわけだ。見てもらっているんであればそれ出してもいいんじゃないかということだ。

川村敏晴 視察とか云々の報告も出すべきというような話。

姫路 敏 視察の報告は全部出してる。出していないのは領収書であれば・・・

川村敏晴 個人で行かれて、研修会云々行ったりで利用してる方もいるからね。それを全部出さないといけないのか、その確認。

姫路 敏 私が言ってる政務活動費の個人のやつというのは、個人が政務活動費を年1度精算して議会事務局に報告、収支をあげるわけじゃないか。あげたものは公開したほうがよいのではないかとすべて。どこかに行って講演を聞いてきて自腹で3,000円払ってきて・・・

川村敏晴 それは政務活動費の中で払っているケースもあるのか。

姫路 敏 政務活動費として自分で上げたものに関してみれば領収書もちゃんと付けたほうがいいのではないかと。それは政務活動費で認められるのかとか、そういう話でなくて。

平山委員長
板垣一徳 あくまで領収書を付けるということ。
局長に聞くが、総務文教常任委員長ほか3人の方で全部間違いないと点検して報告してるわけでしょ。再度検査するが、領収書を付けないで出してるなんてのは村上市の今の現状の中であるのか。

大滝副議長
姫路 敏 領収書は閲覧の時には全部付けてあるけど、ホームページに載せれと言っている。
閲覧で来た時に出せる資料はどれかという、領収書だけ出していないとあれば領収書を書き加えればいいのかと言っている。もうひとつ、自分自身でどう判断すればよいか、会報を年に四、五回出しているが、全部足し算すると100万近くになる。そういう活動の中の6万いただいたという表現すればいいのか。それとも1回だけでも新聞屋のチラシ配布すれば8万以上かかるので、それ1回で終わりである。新聞屋の領収書だけ持って広報活動で配布しましたよだけで済ませようと思えば簡単にできる。でもよく考えればそれだけかと活動を見られるようにするには、自分のやっているどこかに公聴会行ってきただけの全部を報告して、今川村委員言ったようにその中の自分が使ったお金を報告を加えて、これだけ対象にするというそういう考え方を前に何回かやった。大変な量になる。通帳から全部引き出してきて、そういうことを政務活動の中に求めていくのか、あるいは6万だけを補うだけの部分でいいのかという考え方だが、どうすればいいのかと思う。

板垣一徳 少なくとも私どもは6万円である。しかし、多いところは30万、200万のところもたくさんある。もらった金を使って自分がどれだけ足したかということまで、出さないと政務活動費の報告にならない。だからホームページにも載せているし、いろいろな方々がこの人はこれだけ活動しているんだということを見届けるわけだから、自分はこれだけ出したと、この事業にこれだけ出したと書き上げるのは大変だが、そのことまで報告しなさいというのは義務付けられている。ただ村上の場合は簡単に6万円に収まるようにして、6万だけもらえばいいさというのは本来の姿ではない。

姫路 敏 政務活動ということでの我々の考え方というのは、おおよそのところ活動したすべてを書き上げてみようよと、そこで支払われたものの領収書をとっておいてみて、6万円以上になるように努力しようよと、そういうことになるのかな。

尾形修平 全部積み上げると大変なことになって、例えばどこかに管内に崩れたところを見てくれというのも全部政務活動の中に入る。そういうのはさっき言ったように個人が判断する部分であって、我々はあくまでも政務活動費としていただいている6万円の部分に関してこれはこういうふうに使ったんだよと全部言っていけば大変なことになる。板垣委員が言ったことは正論かと思うが、お金の発生しない部分、交通費とかそういうのまでそれも入れるのかとなればとんでもない話になる。

板垣一徳 発生しないものは書き上げなくていい。政務活動費というのはもらったお金のほかに自分もどれだけ出して、政務活動をしているかということがみんな調べたいわけだし、公表しなければならない義務である。

姫路 敏 それであれば政務活動費で、活動費そのものというのを6万円に我々の市議会しないで、もう一つ伸ばして活動費の3分の1、上限を6万円と定めると言われると20万くらいの活動しなければならない。補助金としてみるならば、活動費として6万円を上限として、活動費の3分の1あるいは半分、上限6万円を補助するとなると12万円以上の仕事をしているということになるんじゃないか。間際になって6万円をクリアする

ために8万円のカメラを買ったとか、パソコンを買ったとかであげるとそれで一応OKである。でも我々の活動の中のあり方としてみれば書籍を買うとかのほうがいいがあまり見えない、そういうのは。よくよく活動という言葉とその購入のやり方ということを考えてみると、やっぱり市民が望むのは61,000円の領収書を持ってくることではないんだろうなと思う。期待するところは6万以上の仕事をしてそれだけの値のある領収書を持って来いやと、例えば18万の領収書持ってきてそのうち6万円は活動費からいただいたもので補てんしたということが、本来の市民が望む活動費のあり方だと思う。そこまで突っ込んで我々考えないと理解得られないと思う。どうせやるのであればほかの議会のやってないところで考えれば、例えば政務活動費を6万円に決めているが正しい支払い方としてみれば活動費の2分の1、上限を6万円として定めるとなると、また活動のやり方が変わってくると思う、自らをやる。そんな考え方もできなくもないが、細かいことはここには書けないからこれはこれでいいんでしょうけど、今後の検討材料にしてもらいたい。

竹内喜代嗣 稲葉議員と二人で相談したが、一つの提案である。行ったあとにかかった経費を請求してその分をいただくという、事務局煩雑になるが、そうするととても明瞭でいいかと思う。1回でドンともらうわけだが、そういうやり方でなくて一つ一つの事柄でやったら支給になると。

鈴木好彦 竹内委員にお聞きするが、今の方法で不都合はあるか。

竹内喜代嗣 いろいろ全国で不祥事がある。村上チェックがはるかに厳しいのでそんなに問題はないかと思うが、対外的にそういう仕組みに変えたほうがよりわかりやすいのではないか。

尾形修平 今竹内委員言うのは、やり方とすれば同じだと思う。うちらの場合、15条を変えるとすればさっき板垣委員言われた、うちの場合は内部監査しているので内部監査しているというのを入れればよいのではないか。議会運営正副委員長、総務文教常任正副委員長4人で内部監査やってはねるのははねている、実際。そういう事例もあるので、私らは市民に対して言うとなれば、その内部監査もやっているというくらいを付け加えるとすればいいんじゃないか。

姫路 敏 もし、そういうのがあればあったほうがよいのではないか。3番目あたり、政務活動費の収支報告について透明性を確保し自ら説明責任を果たすよう努めるものとする、の間の中あたりに、収支報告について議会内部監査を実施し透明性を確保し、みたいなことを言うとならばちょっとかっこよくなるんじゃないか。これも本間委員言うように我々も会派で考えないといけませんが、ここでの意見としてみれば、もし整えるとすれば。

平山委員長 確かに今政務活動費が問題になっているから。一番気をつけないといけない事項かもしれないけど。そのことを入れるようにして。

板垣一徳 私どももまた会派に持ち帰って相談して・・・

平山委員長 次、第16条。

事務局長 第16条、議員研修の充実強化である。議会は、議会の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(「いいと思う」と呼ぶ者あり)

平山委員長 やってることだからね。16条このままにして次、第17条。

事務局長 第17条、議会事務局の体制整備である。議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化を図るものとする。

竹内喜代嗣 さっき言った発言をここに振り替えてほしい。なんか一人足りないという話だから、平均よりも。ぜひ充実してほしい。案文そのものとしてはそのままでもいいと思う。

本間清人 今の議会事務局の体制整備は、例えば今事務局の人数をもう一人増やしてほしいというのは議会運営委員会あたりから市長に提言するという方法しかないか。議長が要望するのか。

事務局長 今の事務局の職員数については調べて資料1の5ページに載せてあるが、実際今までの合併以降1人減って、当市は議事係と庶務係の二つ制であったが、今は一つのまとまりで正職員4人、臨時職員2人という体制でやっているが、各市の状況こんな形でそれぞれの議員定数と必ずしも比例しているわけでないが、十日町と同じような体制になっているし、確かに一人削減はされているがどんなふうを考えればいいのか何とも言えない。

佐藤重陽 局長に言わせるのは酷だと思うが、逆に言えば議会として今の議会事務局で満足できているのかということだと思う。そういう意味では人数が足りないということに関して、議会が軽く見られているということに対する、我々は行政に対する不満は言うべきなのかなという気はしている。4人だから決して他市と比べて、似たような市とは同じような人数かもしれないが、だからそれに満足するべきなのかということとはまた違うんじゃないか、定数に関しては。

姫路 敏 これわかりにくい。村上市は4人でなくて臨時含めて6人でしょ。

佐藤重陽 だから職員は足りていないということ。

事務局長 一般的に調査に出てくるのは正職員数である。正職員として明らかになっている数だけを拾い上げている。臨時職員等でわかったところについてカッコ書き等でうちの場合もそうだがつけてあるが、今議会中なので個別の市に確認していない状態だが、あくまでも正職員数でのこういう統計の時は把握をするということをお願いをいたす。

姫路 敏 それは現実的でないよね。やっぱり正職員数だけで把握したら現実的でないと思う。臨時職員もやっぱり人間として見ないといけない、物件費でなくて人件費として。考えれば臨時、あるいはパートということが3名いるとか、ほかに2名いるとかを正職員の後に欄でもあって、ああなるほどなど。それが本当の体制を見るためのものなのかなと思う。

平山委員長 おって調べるそうなのでご承知おきください。次、18条。

事務局長 第18条は議会の図書室である。議会は、議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。2項目め、議会図書室は、市民誰もが利用することができるものとする。

平山委員長 別に問題ない。次、第19条。

事務局長 第19条は予算の確保について。議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

竹内喜代嗣 カメラ買ってほしい。

姫路 敏 どこで話すればいいのか、予算の確保なんて出てきたので。何だかで言ったことあるが資料配布とか・・・パソコンをつなげてプロジェクターが起動すれば資料も何もいらなないんだけど、市長いて・・・こっち側は出入口我々してる時のこっち側のほうでもスクリーン下りてこないかと思うが。そして、プロジェクター付いていればそこでパソコンを台のところに置いてパッとやればダァーと下がってきて、右の図のそれ見てくださいとか、あるいはこの資料ちょっと見てくれとかということができ上がれば

非常にいいと思うが、おそらく4～5万でできるかと思うがどうだろう。そういうところこそ、これもどこでそういう話すればいいかわからないので、予算の話できたので・・・ずれているかこの協議と。

川村敏晴
板垣一徳
姫路 敏

充実を図るために。

そういう意見があったら全員協議会で提案して、やるように・・・

条文は条文でいいんだけど、議会の改革とすればそんなことも考えなければいけないと思うんだけど、一応これは円滑な予算請求できるのでこれはこれでよいが。

平山委員長
事務局長

特にほかにはないか。なければ次に第20条。

第20条は議員定数である。議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとする。2項目め、議員定数の条例の改正議案は、市民の直接請求及び市長の提案を除き、改正理由の説明を付して必ず委員会又は議員が提案するものとする。

平山委員長
姫路 敏

このことについて何か問題あったらどうぞ。

何日か前に新潟市議会の方と話す機会があって、新潟市議会の報酬は年間1,000万ちょっとだそう。ここには60何万で書いてあるからかけることの15.5カ月くらいすると年収になってくる。政務活動費が180万と言ってたんでうちらとは全然違うと思った。よくよく考えれば市民の意見を多数に取り入れるためには議員定数30人だよ、確か。30人にして、報酬を月40万にして、議会費がグッと上がる。でもよくよく考えるとそれぐらいにしたほうがみんなの声も聞けるし、若い人たちも出てくる。そうすると選挙の時になれば、若い人いっぱい立候補してきて、生活できる、そして議員活動もできるなんてなれば、議員定数30名、議員報酬40万なんていうくらいに考えられないかななんてふと頭横切ったけど、姫路の考え方で終わってしまうかもしれないが。みんなの声を聞こうと思えばたくさんいたほうがいいと思うのがあるよね、どっちかという。議会費の中だけで考えてしまうと、この器の中でものをしようと思えば人数少なくして、給料ちょっと上げていうのも確かに・・・器の中だけでは。器を超えて、行政に対してしてみれば議会ってこんな権威のあるところなんだよ。定数は30名法定定数、議員報酬40万、年収800万は下らないよ。誰か立候補してやらないかって、そういうのはどこで判断するのか。

鈴木好彦

私も前々から今姫路委員のおっしゃった方向を模索していたが、前文に市民の多様な意見を代表するとあるわけだ。仮に我々がここ20人に減らしたと、すると20種類の意見しかない。現行でも26、20の意見より26のほうが多い。より多く市民の意見を代表できるんじゃないかなと、さらに議会に出てくる環境というか、出ようという意欲を考えた場合、やっぱり姫路委員が言ったように経済的な部分を補償してあげなきゃいけないんじゃないかと、それがいくらであるかというのはまた議論いただかなきゃないけど、そういう方向が市民にとってのあるべき議会と私もそう思っていた。

平山委員長
（「条文はこれでよい」「今日は条文だけで」）

第20条と第21条について意見あればどうぞ。

平山委員長
事務局長

第21条に行く。

第21条は議員報酬である。議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとする。

平山委員長

第22条。

事務局長 第22条は議員の政治倫理である。議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。

姫路 敏 先ほど第9条で、市長との関係の中に話したが、ここで倫理的な規則でも設けられるようにすればいかがなものかと思うが、詳細についてみればどんなものか。

竹内喜代嗣 持ち帰ってさらにみなさんで検討して、倫理条例作る方向にいくのかどうか。

平山委員長 ここに出てるよね、倫理は。次に第23条。

事務局長 第23条は最高規範性である。この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。第2項、議会は議会の先例及び申合せ事項等の解釈並びに運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

竹内喜代嗣 この通りでいいと思う。

平山委員長 次、第24条。

事務局長 第24条は見直し手続。議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。第2項、議会はこの条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し必要に応じてこの条例の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

竹内喜代嗣 このとおりでよいと思う。

平山委員長 今日は議会基本条例のことについて、第1条から第24条までやってきたがこれについてさらに持ち帰ってみなさんで検討して次に生かしてもらいたいと思う。

姫路 敏 確認したいが、第4条の議長の責務に正副議長の出勤体制の件。これと第15条の政務活動費の内部監査しているという付け加える件、それと第22条の政治倫理にひとつ倫理規定たるものを設けたらどうかということでもいいか。これあとで会派の中で検討もしなきゃないし、それでいいものかどうかも考えなきゃないし、この3点が今日洗い出した中で少し文言に・・・という考え方でよいか。

本間清人 それに付け加えて、また会派の中から、この中で私はこういったものもあればいいと思うと言ったらそれも持って来ればいいよね。それと最後の24条の部分の確認だが、今回この条文をこういうふうに変えたほうがいいんだということを決定する機関はあくまでもここでなくて議会運営委員会でよろしいか。ただ、この特別委員会ではこういうことが特別委員会で協議されたということを議会運営委員会に提案して、議会上程して、議案として条例改正案を出すのはあくまでも議会運営委員会ということでよいか。

平山委員長 それでお願いします。

姫路 敏 次回以降どのように考えるか。

平山委員長 事務局長から。

事務局長 今日ひと通り見ていただいていくつかの課題であるとか、こうしていこうという話が具体的に出始めているので、また次回今日いくつか先ほど絞っていただいたポイントについて確認、各会派の意見をまとめてきていただいて、その確認するとともに、また課題のあった箇所を一つ一つ具体的に中身を検討していくような形になると考えている。したがってそれに伴う資料等あれば、事務局までお知らせくださればと思う。倫理条例については、今日お配りした資料にも県内で定めているのが3つだが、妙高、柏崎、湯沢町だが、そのうちの2市について載せてあるし、またお隣の小国町では、条例でなくて綱領という形で定めている。またそのほか酒田市、秋田県の由利本荘で

あるとか、関係する我々にゆかりのある市議会の倫理条例についても載せているので、その辺も見ておいていただきたいと思う。またどこか必要あれば調べるのでよろしく願います。

平山委員長 なお、議会改革の市民への広報についてをみなさんにお諮りしたい。今日のことはまだ決まっていないからいいが、次決まっていったら逐次市民に広報していったほうがいいと思うか。

姫路 敏 何を広報するのか。

平山委員長 市報かなんかで、ホームページ・・・会議の内容をどこまで市民に広報するか。

姫路 敏 相談した内容をかいつまんで事務局に作ってもらうということによろしいか。

平山委員長 というのは、たまに電話かかってきてどういうことを相談するのか聞かれる、委員長として。余計な事を言えないが。

鈴木係長 この会議の内容については第一回目のこの会議の中で常に広報していくということで会議録についても公表していくということであるので、遅くなったが今日ホームページに第一回目の会議録を掲載させていただいているので以降も同様に第二回、第三回本日のものということで掲載のほうはしていきたいと思うのでよろしく願います。なお、第二回目のときにだったか、意見を求めていくという部分でホームページとかそういったもので意見を求められるものについては載せていこうということであったが、今準備しているところであるので、それについても併せて掲載をしていきたいと思うのでよろしく願います。

協議事項(2) その他

平山委員長 その他の事項で、事務局から何かあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

その他

平山委員長 なかったら次回委員会の開催日時をご相談いたす。

(「月一」「会派の会議も開催しなければいけない」と呼ぶ者あり)

事務局長 20日以降の週にするか。22か23日に乾杯条例検討プロジェクト会議が予定されているので、24日火曜日から月末くらいまでで調整しようか。

(何事か呼ぶ者あり)

事務局長 具体的に日にちが出たが、もし26日でよければ26日の10時であれば今のところ予定は空いているが。

平山委員長 では1月26日の10時ということで。

事務局長 木曜日の10時ということでよろしいか。

平山委員長 この委員会の報告については1月10日の全員協議会で事務局から概要を報告するが、詳細については委員のみなさんから各会派へご報告くださるようお願いいたします。

委員長(平山 耕君)閉会を宣する。

(午前11時27分)